

令和4年 第1回蔵王町農業委員会総会議事録

第1回蔵王町農業委員会総会は、令和4年1月21日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	村上利雄	2番	山家一彦
3番	勅使瓦幸一	4番	佐藤ゆり
5番	佐藤良彦	6番	玉根可奈
7番	菅井啓二	8番	平間栄
9番	武田明夫		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢敏朗	山家文一	齋藤秀俊
村上智彦	大和憲男	會田照
平間昭男	鈴木好和	山家照雄
川村富士男	我妻義明	佐藤雄一
杉山由美子		

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村上伸浩	
書記	齋藤真澄	山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	報告事項2 非農地証明願について
日程第4	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
日程第7	第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について (参与制限)
日程第8	第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第9	第6号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて (参与制限)
日程第10	第7号議案 農地の賃借料情報の提供について
日程第11	第8号議案 令和4年度農作業労働賃金標準額の改定について
日程第12	第9号議案 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第1回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

- 議長 長 これより会議を開きます。
- 議長 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は13名であります。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議長 長 これより、令和4年第1回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議長 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議長 長 異議なしと認めます。よって、7番菅井啓二委員、8番平間 栄委員の2名を指名いたします。
- 議長 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
[事務局長朗読により報告]
- 事務局 議長 報告が終わりましたので、質問を許します。
[なしの声あり]
- 議長 長 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。
- 議長 長 日程第3 報告事項2 非農地証明願の提出がありましたので、内容について事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読により説明]
- 事務局 議長 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名をいたします。4番佐藤ゆり委員、6番玉根可奈委員の2名を指名いたします。
- 議長 長 報告と指名が終わりましたので質問を許します。
- 2番委員 非農地となった時期について、それぞれ平成何年月日不詳と記載してありますが、その理由は？
- 事務局 はい、お答えいたします。非農地となった時期につきましては申請者からの申請に基づき記載してあります時期を記載しておりますので、ご理解願います。
- 議長 長 他に質問はございませんか。
[なしの声あり]
- 議長 長 質問がございませんので、日程第3 報告事項2を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局 長 事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]
(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当し
ないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のと
おりとなります。また、判断基準等詳細については、別紙調査書のとおり
です。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
[2番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
議 長 質問はございますか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4 第1号議案は原案
どおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されまし
た。

議 長 日程第5 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局 長 事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]
(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しな
いため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のと
おりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のと
おりです。また、現況等については、4名の委員より現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、結果を報告してください。
[2番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
3番委員 申請地の現況について質問します。筆数が6筆ほどありますが、まとま
っている農地なのか。

2番委員 現況は先程も申し上げたとおり保全管理されている農地でまとま
っている農地でございます。

議 長 他に質問はございますか。
[なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第5 第2号議案は原案
のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。

議 長 日程第6 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

議 長 では、現地調査した委員は、結果を報告してください。

議 長 [5番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はございますか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第6 第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案どおり承認されました。

議 長 次の日程第7 第4号議案は議事参与の制限がございます。議長を務める私が退席となりますので、不在の間、職務代理者に議長をお願いいたします。

職務代理者 [武田明夫会長 退席]

職務代理者 会長が退席している間、代わって議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

職務代理者 日程第7 第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について（参与制限）を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

職務代理者 では、現地調査した委員は、結果を報告してください。

職務代理者 [5番委員により現況報告]

職務代理者 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

職務代理者 質問はございますか。

職務代理者 [なしの声あり]

職務代理者 質疑がございませんので採決いたします。日程第7 第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

職務代理者 [異議なしの声あり]

職務代理者 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案どおり承認されました。武田明夫会長の入場を許可し、議長の任を会長に返します。

職務代理者 [武田明夫会長 入場]

議 長 日程第8 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]
(説明後に) また、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま
す。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
4番 委員 1番についてお伺いします。利用権を設定する者の氏名の前に共有者代表と記載してあるがどういうことなのか。

事務局 はい、お答えいたします。利用権を設定するこの農地については二人の共有名義になっていることから、共有者代表と記載しております。

議 長 他に質問はございますか。
[なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第8 第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案どおり承認されました。
議 長 次の、日程第9 第6号議案は、議事参与の制限がござい
ます。今回の議案は複数の委員が該当しております。
始めに、平間 栄委員の退席を求めます。
[平間 栄農業委員退席]

議 長 日程第9 第6号議案 議案番号4番
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)を議題といたします。
事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]
(説明後に) なお、今回の申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま
す。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
[なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。第6号議案 議案番号4番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案 議案番号4番は原案どおり承認されました。

議 長 平間 栄委員の入場を許可します。
[平間 栄農業委員入場]

議 長 次に、村上智彦推進委員の退席を求めます。

議 長 [村上智彦推進委員退席]

議 長 日程第9 第6号議案 議案番号2番
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）を議題といたします。
事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]
（説明後に）なお、今回の申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。第6号議案 議案番号2番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案 議案番号2番は原案どおり承認されました。

議 長 村上智彦推進委員の入場を許可します。

議 長 [村上智彦推進委員入場]

議 長 日程第10 第7号議案 農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 農地の賃借料情報について詳細事項を説明する。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

3 番 委 員 質問ではありませんが、毎年このような情報を提供することについては賛成です。

2 番 委 員 表示についての質問になりますが、使用貸借と記載しておりますが、使用貸借の場合は「無償」であることから、この表を見た際に使用貸借は賃借料が「無償」である分かりやすい表にして頂きたいと要望します。

事務局 はい了解いたしました。ご指摘いただきありがとうございます。使用貸借が「無償」であるということが分かるように表示を改正して来月の総会で提示いたします。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第10 第7号議案は原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり公表すること

に決しました。

議 長 日程第11 第8号議案 令和4年度蔵王町農作業労働賃金標準額の改定についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

3番委員 標準額の設定については問題ないと思います。表下に記載してある注意事項に追加していただきたいことがありますので要望します。内容は、「農作業受委託は、お互いの信頼関係が大切です。信頼関係を築いて行いましょう」と強く記載すべきであると思います。更には「課税売上高（農作業受託料金を含む）が、1,000万円以上ある方は、消費税の課税事業者になります」と追加記入することをご提案申し上げます。

事務局 はい了解いたしました。只今、ご提案いただいた件について、注意事項の欄に記入いたします。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第11 第8号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第12 第9号議案 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想について詳細事項を説明する。

議 長 [大和憲男推進委員退席]（午後3時00分）

議 長 説明が終わりましたので意見を求めます。

2番委員 私の意見として申し上げます。全体的な計画については良いと思います。但し、「農用地の利用改善に関する事項において、農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、蔵王町担い手育成総合支援協議会を活用し」とあるがあまり活動していないと思います。協議会の活動があればと意見します。

3番委員 農業経営基盤の強化の促進に関する目標の項目の中で、年間農業所得（主たる従事者1人当たり）430万円から260万円に下がった理由はなぜか。

事務局 はい、お答えいたします。先程の概要説明でも申し上げましたが、年間

農業所得の変更につきましては、いままで農業所得の5ヵ年平均のみで農業所得を算出しておりましたが、今回の改正につきましては他産業の所得にも習った5ヵ年の平均で算出したと聞いているところでございます。

會田推進委員 意見ではありませんが、資料29ページの農業経営の指標一覧がありますが、表の記載で所得率の下に「(千円)」と記載してあるが、「(%)」ではないのか。

事務局 はい、ありがとうございます。農林観光課担当者にお伝えします。

議長 他に質問及び意見はございますか。

[なしの声あり]

議長 それでは、質問がありませんので採決いたします。日程第12 第9号議案 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更については、蔵王町長からの照会に対して、只今の審議の結果により「可」の意見として回答することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第9号議案は「可」の意見として回答することに決しました。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

(午後3時47分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和4年1月21日

議長

武田 明夫

7番

菅 井 啓 二

8番

平 間 栄